

令和7年3月31日

報道機関 各位

林業・木材産業等緊急支援事業費補助金について

市では、燃料価格の高騰により影響を受けている林業・木材産業経営体や特用林産物生産者の負担を軽減することを目的に、機械等の燃料費の一部を補助する「林業・木材産業等緊急支援事業費補助金」を実施しますので、お知らせします。

- 1 補助対象者
市内に事業所を有する林業・木材産業経営体、特用林産物生産者
- 2 補助対象要件
林業機械等、製材機械・木材乾燥等に係る燃料、又はしいたけ・なめこ等の特用林産物の栽培における菌床の加熱殺菌、施設内の加温等に係る燃料としてA重油、灯油又は軽油を使用していること（ただし、輸送用自動車、事務所等の冷暖房に使用する燃料は対象外）
- 3 補助対象経費
令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に納品された燃料の購入費
- 4 補助金額
納品された燃料の購入量に1リットルあたり16円以内（予算額に応じて変動）の額を乗じて得た額（100円未満切捨て）
- 5 申請方法
補助金等交付申請書に必要書類を添付して林業振興課に提出
- 6 申請期限 令和8年3月6日（金）必着
- 7 その他（留意事項）
 - (1) 購入した燃料の種類、納品年月日、購入量がわかるもの（納品書、領収書等）の写しが必要となります。
 - (2) 木材等の積み下ろしに必要なクレーンやグラップルを搭載したトラックに使用した燃料も補助対象となります。
 - (3) その他、詳細については林業振興課までお問い合わせください。

（事務担当）
林業振興課林業振興係
電話 0246-22-1181